国民健康保険料額決定诵知書

通知年月日 作成年月日

発行局課



通知書番号

の国民健康保険料額を決定しましたのでお知らせいたします。

お問合せの際にはこの番号をお知らせください。

1世帯主



※ 保険料の納付に口座振替をご利用の場合、振替日は各納期の29日(2月期は末日)です。ただし、振替日が金融機関の休業日にあたるときは、前営業日に振り替えます。

均等割料率

最高限度額

所得割料率

保険料 の種別

介護

保険料 医療 (今年度分の保険料額)

③ あなたの世帯の保険料額 ④ 最高限度額超過分 (①+②-④ 十円未満切り捨て(円) 医療分

介護分

下記の③各保険料の合算額です。

保険料算定基礎	基準総所得金額(四)	保険	料算	定为	1 象 期	間間	種			種	别		算 出	内	訳		(p
被保険者氏名(敬称略)	下段は「※保険料負担総和措置」に 該当している期間の基準総所得金額	4	5 6 7	8 9	10,11,12	1 2 3 月	数別	(5)	所 得	割	額	6 均	等割額 載額後)	合		算 額 + ⑥)	A
		滅額割合					医療	ž.	1		1		- ī	1			
		雇用軽減					支援						1	1			
		介 護 分					介護						1				
		減額割合					医療						1				
		雇用軽減					支援			1			1				
		介 護 分				11	介護						1	1			
		減額割合					医療			1							
		雇用軽減					支援			1							
		介 護 分			1		介護			1							
		減額割合			1 1		医療		1	1			1				
		雇用軽減					支援			1							
		介 護 分					介護		1	1			1				
		減額割合					医療			1							
		雇用軽減					支援										
		介 護 分					介護			i			1	1			
		減額割合				1 1	医療							1			
		雇用軽減				11	支援						1				
		介 護 分					介護				1		1				
		減額割合					医療							1			
		雇用軽減					支援						1	1			
		介 護 分			1 7	1 1	介護		Í	1			1	1			

◆加入月に被保険者均等割額の減額割合を表示しています。

「2| 均等割額を2割減額 「5」均等割額を5割減額

「0」減額なし

「7」均等割額を7割減額

表面の「保険料額決定通知書」について説明します。

保険料の納付義務者は世帯主です。 その世帯の被保険者全員分の保険料を 納付義務者(世帯主)に納めていただき ます

納付義務者(世帯主)が国民健康保険 の被保険者ではない場合であっても 世帯の中に国民健康保険の被保険者が いる場合には、被保険者のみの分を算 定した保険料を納付義務者(世帯主)に 納めていただきます。

各種通知書、納付書等については、法 令の定めにより納付義務者(世帯主)に お送りしています。

- ◆徴収方法…この通知以降の徴収方 法を表示しています
 - ●普通徴収(口座振替又は納付書) 2特別徴収
 - 3普通徴収と特別徴収

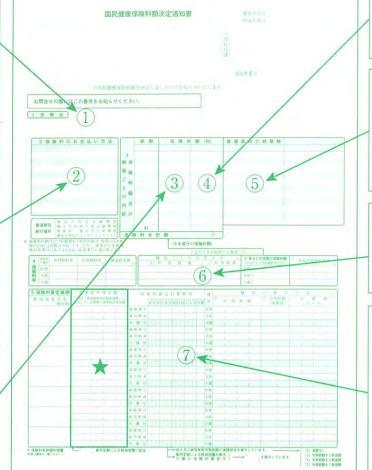
 - ◆普通徴収の納付方法
 - **①**納付書
 - 2口座振替

保険料の納付に納付書を御利用の場合は、原則として年4回(6月、7月、10月、1月)納付書をお送りします。

口座振替を御利用の場合は、口座振 替日の前日までに納付額を御指定の口 座に御用意ください。口座振替日の当 日に入金されましても、残高不足によ り振替できない場合があります。

◆特別徴収される世帯主の年金 特別徴収される対象となる年金の 種別を表示しています。

- 3 年金から特別徴収される納期ごとの 金額です。(※普通徴収のみの場合は、 表示されません。
 - ◆2月に特別徴収されている場合は、 翌年度の4月・6月・8月も同じ金額 が特別徴収されます。ただし、8月の 額は変更となる場合があります。



普通徴収の納期ごとの納付額です 普通徴収の場合、保険料は6月期か ら3月期までの10回に分けて納めて いただきます。ただし、世帯の全員が被 保険者資格を喪失されたときは、6月期 に全額を納めていただきます。

普通徴収の納期限です。(口座振替日

保険料の納付に口座振替を御利用の 場合、振替日は各納期の29日(2月期 は末日)です。ただし、振替日が金融機 関の休業日にあたるときは、前営業日 に振り替えます。

なお 特別徴収の場合は 年全支給日 に、世帯主が受け取る年金から差し引 きます。

被保険者ごとの所得割額と均等割額 を合計し、種別ごとの世帯の保険料を 記載しています。また、世帯の保険料 が最高限度額を超過する月がひと月で もある場合、超過した金額の合計を 「最高限度額超過分(円)」に記載して います。

被保険者ごとの保険料算定基礎を記 載しています

「基準総所得金額」は保険料算定の 基となる所得金額 (★部分を参照) で あり、所得状況が不明な方は表示され ません。雇用変動による軽減措置に該 「*」を表示し、 軽減措置後の「基準総所得金額」を表 示しています

「保険料算定対象期間」欄は「減額 割合」ごとに「0,2,5,7」を表示し、 「雇用変動による軽減措置」に該当す る方、又は「介護分保険料」を御負担 いただく方については、それぞれの行 の該当する月に「*」を表示しています。

保険料を納めないと

保険料を納期限までに納付しない場合は、督促状が発行されます。納期限近くに納付された場合には、確認が間に合わず、 督促状が発行されることがありますが、その節は御容赦ください。保険料は、なるべくお早めに納付されるようお願いしま す。また、督促状の指定期限後に保険料を納付するときは、延滞金が加算されます。ただし、保険料額が 2,000 円未満の場 合は、延滞金は加算されません。

なお、延滞金額が 1,000 円未満のときはその全額、100 円未満の端数金額があるときはその端数金額については、納める必 要はありません。

延滞金の計算は、次のとおりです。

保険料額(1,000円未満の端数金額については、切捨て) × 年率 ※ ×

指定期限の翌日から納付日までの日数 365 B

- (※) 特例基準割合 (注)+7.3%です。
- (注)特例基準割合とは国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の年平均に1.0%を加算した割合をいいます。 (ただし、特例基準割合が 7.3%以上の場合は 7.3%)
- 指定期限までに保険料を納付されない場合は、保険証の返還請求、保険給付の支払の一時差止め又は財産の差押えの処 分を受けることもあります。

お問合せは

この保険料額決定通知書について分からないことがあるときは、表面右上部に記載の発行局課(区役所保険年金課保険係) にお問合せください。

区役所の開庁時間は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除いた日の、午前8時45分から午後5時ま でです。

なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで、一部の業務を取り扱っています。

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保 険審査会(神奈川県庁内)に審査請求をすることができます。
- この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に横浜市を被告とし (訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれか の場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
- ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき
- ②処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- この通知は国民健康保険料の徴収のため、横浜市国民健康保険条例第 20 条の規定により、通知するものです。

国民健康保険料額決定诵知書

通知年月日 作成年月日

発行局課

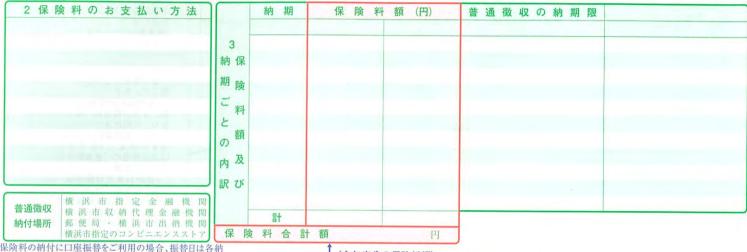


通知書番号

の国民健康保険料額を決定しましたのでお知らせいたします。

お問合せの際にはこの番号をお知らせください。

1 世帯主



※ 保険料の納付に口座振替をご利用の場合、振替日は各納期の29日(2月期は末日)です。ただし、振替日が金融機関の休業日に振り替えます。

均等割料率

最高限度額

所得割料率

保険料 の種別

医療

介護

保険料率

(今年度分の保険料額)

③ あなたの世帯の保険料額 最高限度額超過分 割 (①+②-④ 十円未満切り捨て(円) 医療分 介護分

下記の③各保険料の合算額です。

保険料算定基礎	基準総所得金額 (円)	保険料算定	対象期間	種		種 別	の 算 出	内 訳	()
被保険者氏名(敬称略)	下段は「※保険料負担緩和措置」に 該当している期間の基準総所得金額		9 10 11 12 1 2 3 月数	(5)	所得書	割 額	⑥ 均等割額 (減額後)	合 第	车 額
		減額割合		医療	T 1		i i		1
		雇用軽減		支援		1			
		介護分		介護					
		減額割合		医療		1			
		雇用軽減		支援					
		介護分		介護				1	
		減額割合		医療					
		雇用軽減		支援					
		介護分		介護		1			
		減額割合		医療	1 1				
		雇用軽減		支援					
		介 護 分		介護	1 1				
		減額割合		医療					
		雇用軽減		支援					
		介護分		介護	1				
		減額割合		医療					
		雇用軽減		支援					
		介 護 分		介護		-	1		
		滅額割合		医療					
		雇用軽減		支援					
		介護分		介護	1				

◆加入月に被保険者均等割額の減額割合を表示しています。

「2」均等割額を2割減額 「5」均等割額を5割減額

「7| 均等割額を7割減額

表面の「保険料額決定通知書」について説明します。

保険料の納付義務者は世帯主です。 その世帯の被保険者全員分の保険料を 納付義務者(世帯主)に納めていただき ます

納付義務者(世帯主)が国民健康保険 の被保険者ではない場合であっても 世帯の中に国民健康保険の被保険者が いる場合には、被保険者のみの分を算 定した保険料を納付義務者(世帯主)に 納めていただきます。

各種通知書、納付書等については、法 令の定めにより納付義務者(世帯主)に お送りしています。

- ◆徴収方法…この通知以降の徴収方 法を表示しています
 - ●普通徴収(口座振替又は納付書) 2特別徴収
 - 3普通徴収と特別徴収

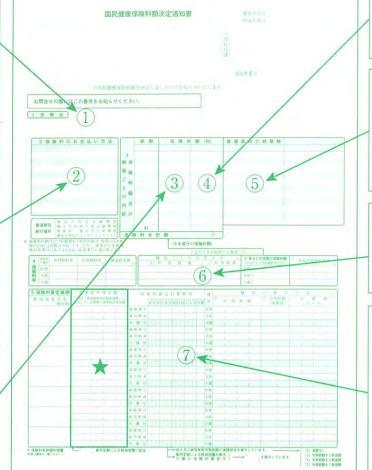
 - ◆普通徴収の納付方法
 - **①**納付書
 - 2口座振替

保険料の納付に納付書を御利用の場合は、原則として年4回(6月、7月、10月、1月)納付書をお送りします。

口座振替を御利用の場合は、口座振 替日の前日までに納付額を御指定の口 座に御用意ください。口座振替日の当 日に入金されましても、残高不足によ り振替できない場合があります。

◆特別徴収される世帯主の年金 特別徴収される対象となる年金の 種別を表示しています。

- 3 年金から特別徴収される納期ごとの 金額です。(※普通徴収のみの場合は、 表示されません。
 - ◆2月に特別徴収されている場合は、 翌年度の4月・6月・8月も同じ金額 が特別徴収されます。ただし、8月の 額は変更となる場合があります。



普通徴収の納期ごとの納付額です 普通徴収の場合、保険料は6月期か ら3月期までの10回に分けて納めて いただきます。ただし、世帯の全員が被 保険者資格を喪失されたときは、6月期 に全額を納めていただきます。

普通徴収の納期限です。(口座振替日

保険料の納付に口座振替を御利用の 場合、振替日は各納期の29日(2月期 は末日)です。ただし、振替日が金融機 関の休業日にあたるときは、前営業日 に振り替えます。

なお 特別徴収の場合は 年全支給日 に、世帯主が受け取る年金から差し引 きます。

被保険者ごとの所得割額と均等割額 を合計し、種別ごとの世帯の保険料を 記載しています。また、世帯の保険料 が最高限度額を超過する月がひと月で もある場合、超過した金額の合計を 「最高限度額超過分(円)」に記載して います。

被保険者ごとの保険料算定基礎を記 載しています

「基準総所得金額」は保険料算定の 基となる所得金額 (★部分を参照) で あり、所得状況が不明な方は表示され ません。雇用変動による軽減措置に該 「*」を表示し、 軽減措置後の「基準総所得金額」を表 示しています

「保険料算定対象期間」欄は「減額 割合」ごとに「0,2,5,7」を表示し、 「雇用変動による軽減措置」に該当す る方、又は「介護分保険料」を御負担 いただく方については、それぞれの行 の該当する月に「*」を表示しています。

保険料を納めないと

保険料を納期限までに納付しない場合は、督促状が発行されます。納期限近くに納付された場合には、確認が間に合わず、 督促状が発行されることがありますが、その節は御容赦ください。保険料は、なるべくお早めに納付されるようお願いしま す。また、督促状の指定期限後に保険料を納付するときは、延滞金が加算されます。ただし、保険料額が 2,000 円未満の場 合は、延滞金は加算されません。

なお、延滞金額が 1,000 円未満のときはその全額、100 円未満の端数金額があるときはその端数金額については、納める必 要はありません。

延滞金の計算は、次のとおりです。

保険料額(1,000円未満の端数金額については、切捨て) × 年率 ※ ×

指定期限の翌日から納付日までの日数 365 B

- (※) 特例基準割合 (注)+7.3%です。
- (注)特例基準割合とは国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の年平均に1.0%を加算した割合をいいます。 (ただし、特例基準割合が 7.3%以上の場合は 7.3%)
- 指定期限までに保険料を納付されない場合は、保険証の返還請求、保険給付の支払の一時差止め又は財産の差押えの処 分を受けることもあります。

お問合せは

この保険料額決定通知書について分からないことがあるときは、表面右上部に記載の発行局課(区役所保険年金課保険係) にお問合せください。

区役所の開庁時間は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除いた日の、午前8時45分から午後5時ま でです。

なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで、一部の業務を取り扱っています。

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保 険審査会(神奈川県庁内)に審査請求をすることができます。
- この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に横浜市を被告とし (訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれか の場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
- ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき
- ②処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- この通知は国民健康保険料の徴収のため、横浜市国民健康保険条例第 20 条の規定により、通知するものです。

発行局課

整理番号

お問合せの際にはこの番号をお知らせください。

世帯主氏名

5	* IX	17	HAI
1	YEV	伍	客

円
円
円

2 各納期の減免額

納	期			
			- 1	
- A	=1			
合	計			

注 意 この処分について分からないことがあるときは、区役所保険年金課保険係にお問合せください。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内
- 2 この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起 算して6か月以内に横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)処 分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起すること ができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起すること ができます。
 - ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ②処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この通知書が届いた世帯は、子どもがいる世帯の減免を適用しています。

この「国民健康保険料減免承認決定通知書」が届いた世帯は、次の要件に該当するため、子どもがいる世帯の減免を 適用しています。

減免要件

賦課期日(※1)現在において、19歳未満の被保険者(※2)が国民健康保険の被保険者である世帯主と 同一の世帯に属している。

- ※1 該当年度の4月1日。ただし、該当年度の4月2日以降に世帯として新規に国民健康保険に加入したときは、 その資格取得日。
- ※2 次の条件にいずれも該当する被保険者
 - ① 該当年度の前年の12月末日時点で19歳未満である
 - ② 該当年度の前年の合計所得金額が38万円以下である

減免額は次の方法で計算しています。

次の金額を世帯主の基準総所得金額(※3)から控除して保険料所得割額を算定し、控除前の保険料所得割額と の差額を上限として減免します。なお、控除する金額は、世帯主の基準総所得金額を限度とします。

- ① 16歳未満の被保険者1人につき330,000円
- ② 16歳以上19歳未満の被保険者1人につき120,000円
- の基準総所得金額を記載しています。

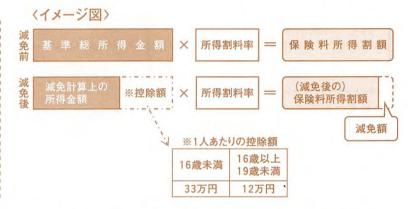
※3 保険料の算定の基になる所得金額です。「国民健康保険料額決定通知書又は額通知書 | に被保険者全員

〈計算例〉

4人世帯(45歳夫婦と子ども〈18歳と15歳〉) 世帯主の基準総所得金額「3,000,000円」 減免前保険料「582,300円」……A

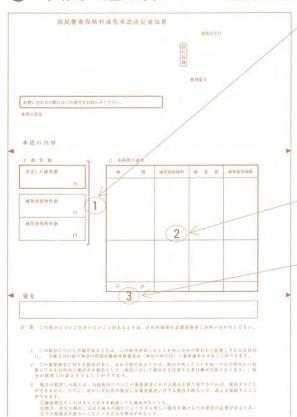
- 一定額を控除した後の世帯主の基準総所得金額 「3,000,000円」-「120,000円」-「330,000円」 = [2,550,000円]
- 一定額を控除した後の所得金額で計算した保険料額 「525,810円」·············B

AとBの差額が減免額「56,490円」



この減免は保険料が賦課され、上記要件に該当している世帯について一律に行っています。そのため、減免を希望 しない場合は区役所保険年金課へ申し出てください。希望しない旨の申し出があった場合、表面に記載されている「減免 前保険料額 を請求します。

表面の通知書について説明します。



① 「決定した減免額」

世帯の状況により上記の計算をした結果、決定した減免額を記載して います。

「減免前保険料額」

減免をする前の保険料額を記載しています。「国民健康保険料額決定通 知書又は額通知書 | で通知した保険料額と同じ金額となります。

「減免後保険料額」

減免をした後の保険料額を記載しています。実際に請求する保険料額 です。

- ② 各納期の保険料額及び減免額を記載しています。 「減免後保険料」の列に記載されている金額を各納期ごとに請求します。
- ③ 記載した日付時点の世帯状況により減免額の計算をしています。その ため、現在の世帯状況と異なることがあります。世帯状況等に変更が あり、届出の必要がある場合は、区役所保険年金課へ届け出てください。

この通知書について分からないことがあるときは、表面に記載されて いる区役所保険年金課保険係にお問い合わせください。

区役所の開庁期間は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日 までを除いた日の午前8時45分から午後5時までです。

なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時までです。

② 受入済通知書 7月期~3月期		② 原	符 月期~3月期	加入者名	
				発行日	T T
<ーコードのない納付書は、コンビニエンスストアではお収扱いでき	ません。	指定期限 年	月 日	保険料	額門
	保険料額円	納付義務者氏名			
	領収日付印	発行局課	保険年	F 金 課	領収日付印
寸義務者氏名					
定期限 年 月 日 郵便周取りまとめ店 〒224-8794 横浜貯金事務センター コンピニエンスストア 各 里年月日 本 部		(お問合せ先)			
(取りまとめ金融機関等→区役所保管) (コンビニ→コン	ビニ本部保管)	(金融機	関等・コンビニ	店舗保管)	

横浜市

国民健康保険料

振替口座

番

00250-0-960092

加入者名 横浜市会計管理者

横浜市 国民健康保険料納付書兼領収書

発行日

行 局 課

この納付書は、1年分をまとめて納付したいときに同封の6月期納付書と - 緒に使用する納付書です。1年分をまとめて納付されない場合、恐れ 入りますが使用せずに破棄いただきますようお願いします。

保険料額 指定期限

納付義務者氏名

領	期	金額	(円)	期	金額	(円)	期	金額	(円)
領収内訳									
訳									

収入印紙

左記のとおり領収しました。

横浜市指定金融機関 コンビニエンスストア

(納付者保管

領収日付印

知 お 5 世

振替口座 00250-0-960092

この用紙による納付は、右記の取扱金融機関等のほか、区役所内の銀行派出所でも受け付けます。銀行派出所が まっている場合は、保険年金課保険係でも受け付けます。

土曜日は、金融機関等の休業日ですので御注意ください。

横浜市 国民健康保険料

1年分をまとめて納付したことによる、保険料の割引はありません。

1年分をまとめて納付した日が指定期限を過ぎていた場合、確認が間に合わず、7月期納付書が発行されることが りますが、その節は御容赦ください。

全期分を納付されない場合には、同封の6月期納付書をお支払いいただき、平成30年7月・10月・平成31年1月 各期納付書を送付します(※年度途中で徴収方法が口座振替や、特別徴収など変更になった場合を除きます。) でそれぞれ御納付ください。

頃収書は、支払済みの証ですので、大切に保管してください。

納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合または汚損や折れ曲がりなどによりバーコードの読み取りが 可能な場合、及びバーコードが印字されていない場合や指定期限が過ぎている場合は、コンビニエンスストアでの 寸はできないため、金融機関で御納付ください。

この納付書について分からないことがあるときは、表面の区役所保険年金課にお問合せください。

区役所の開庁時間は、祝日・休日・12月29日から1月3日までを除く、月曜日から金曜日の午前8時45分から 後5時までです。

なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで一部の業務を取り扱っています。

(納入場所) 横浜市指定金融機関、横浜市収納代理金融機関、関東各都県内及び山梨県内のゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア

1 全国の店舗

(平成30年6月1日現在)

行 - 横浜、みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、埼玉りそな、群馬、静岡、スルガ、東京スター、きらぼし 託 銀 行 - 三菱UFJ、みずほ、三井住友 ピニエンスストア - セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サンクス、サークルド、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、

ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、セイコーマート、ポブラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、ローソン・スリーエフ、コミュニティ・ストア、セーブオン、ハマナスクラブ※、MMK(マルチ メディアキオスク)設置店(※印のあるコンピニエンスストアについては、三菱UFJニコス取扱いの表示店舗に限ります。)

銀 行 - 第四、北陸、新生、あおぞら、東日本、静岡中央、大光信用 金 庫 - 横浜、湘南、川崎、さわやか、芝、城南、世田谷信 銀 行 - SMBC

その他 - 商工組合中央金庫、中央労働金庫

3 神奈川県内の店舗

行 一 神奈川

信用金庫一かながわ

その 他 - 神奈川県歯科医師信用組合、神奈川県信用農業協同組合連合会

4 横浜市内の店舗

信 用 組 合 - 神奈川県医師、横浜幸銀、横浜華銀、ハナ そ の 他 - 横浜農業協同組合

5 神奈川県内、千葉県内、埼玉県内、栃木県内、茨城県内、群馬県内、山梨県内及び東京都内のゆうちょ銀行(郵便局)

*コンビニ収納代行:三菱UFJニコス株式会社 2018.6

通知年月日 作成年月日



通知書番号

の国民健康保険料額をお知らせいたします。

お問い合わせの際にはこの番号をお知らせください。

1世帯主)

1

※ この通知書は、下記の理由により作成しています。

保険料の納付方法 普通徴収の納期限 3 保 険 料 額 及 び 納 期 2 の 横浜市指定金融機関 横浜市収納代理金融機関 郵便局・横浜市出納機関 横浜市指定のコンビニエンスストア 内 普通徴収 差引增減額(B-A) 訳 納付場所 保険料合計額 円 円 下記の③各保険料の合算額です。 — 1

														- Institute of the second	
4	保険料	所得割料率	均等割料率	最高限度額		種	別	ご	٤ (の世	带合	計	([4])	③あなたの世帯の保険料	④ 最高限度額超過分 (円)
	の種別	22114 1134 1 1	(円)	(PI)	(1)肿	行	書	り 名	1	(2) 均	等;	割額	(①+②-④ 十円未満切り捨て(円))	(門)
保险	医療													医療	1 1 1
料	支援													支援	1 1 1
率	介護													介護	1 1 1

保険料算定基礎	基準総所得金額(円)	保険料算定対	象期間	種	種 別	の算出	内 訳 (円
被保険者氏名 (敬称略)	下段は「※保険料負担緩和措置」に 該当している期間の基準総所得金額		0:11:12 1 2 3 月数	別 ⑤ 所 得	割額	⑥ 均等割額 (減額後)	合 算 額(⑤+⑥)
		減額割合		医療	1 1	1	1 1 1
		雇用軽減		支援			
		介護分		介護			1 1 1
		減額割合		医療			1 1 1
	1 1 1	雇用軽減		支援			1 1 1
		介護分		介護			
		減額割合		医療			
		雇用軽減		支援			1 1 1
		介護分		介護			1 1 1
	1 1 1	減額割合		医療			1 1 1
	1 1 1	雇用軽減		支援	1 - 1		1 1 1
		介護分		介護			
		減額割合		医療			1 1 1
		雇用軽減		支援	1		1 1 1
		介護分		介護			
		減額割合		医療			1 1 1
		雇用軽減		支援			
		介護分		介護			

※保険料負担緩和措置 「「上」又は「カ」保険料計昇カ法の変更による転 (内容は裏面をご覧ください。) 雇用変動による軽減措置に該当

→ 雇用変動軽減措置対象月 → 「」を表示しています。

「2」均等割額を2割減額 「5」均等割額を5割減額 「7」均等割額を7割減額

介護分保険料算定月

・表面の「保険料額通知書」について説明します。

保険料の納付養務者は世帯主です その世帯の被保険者全員分の保険料を 納付義務者(世帯主)に納めていただき ます

納付義務者(世帯主)が国民健康保険 の被保険者ではない場合であっても、 世帯の中に国民健康保険の被保険者が かる場合には、被保険者のみの分を算 定した保険料を納付義務者(世帯主)に 納めていただきます。

12 ◆徴収方法…この通知以降の徴収方 法を表示しています

●普通徴収(口座振替又は納付書) 2特別徴収 3普通徴収と特別徴収

◆普通徴収の納付方法

①納付書 2口座振替

保険料の納付に納付書を御利用の場 合は、原則として年4回(6月、7月、 10月, 1月) 納付書をお送りします。

口座振替を御利用の場合は、口座振 替日の前日までに納付額を御指定の口座に御用意ください。口座振替日の当日に入金されましても、残高不足によ り振替できない場合があります

◆特別徴収される世帯主の年金 特別徴収される対象となる年金の 種別を表示しています。

年金から特別徴収される納期ごとの 金額です。 (※普通徴収のみの場合は、 表示されません。)

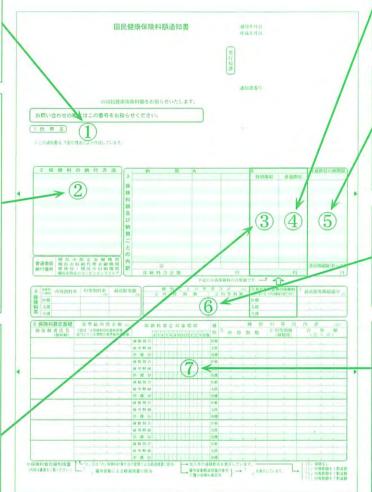
◆特別徴収により納付している場合で、 再算定の結果、保険料額が増額又は 減額する場合

●保険料額が増額した場合

特別徴収により納付していただく 保険料額に加えて、増えた分の保険 料額を普通徴収により納付していた だきます

②保険料額が減額した場合 特別徴収が停止され、普通徴収で の納付に切り替わります

◆2月に特別徴収された納付義務者(世 帯主)は、翌年度の4月・6月・8月 も同じ金額が特別徴収されます。 8月の額は変更となる場合が あります。



④ 普通徴収の納期ごとの納付額。 普通徴収の場合、保険料は6月期か ら3月期までの10回に分けて納めてい ただきます。ただし、前年度以前分の 保険料については一回で増加分全額を 納めていただきます。

⑤ 普通徴収の納期限です

保険料の納付に口座振替を御利用の 場合、振替日は各納期の29日 (2月期 は末日)です。ただし、振替日が金融 機関の休業日にあたるときは、前営業 日に振り替えます。

なお、特別徴収の場合は、年金支給日 に、世帯主が受け取る年金から差し引 きます。

⑥ 被保険者ごとの所得割額と均等割額 を合計し、種別ごとの世帯の保険料を 記載しています。また、世帯の保険料 が最高限度額を超過する月がひと月で もある場合、超過した金額の合計を 「最高限度額超過分(円)」に記載して います。

⑦ 被保険者ごとの保険料算定基礎を記 載しています。

「基準総所得金額」は保険料算定の 基となる所得金額であり、所得状況が 不明な方は表示されません。雇用変動 による軽減措置及び横浜市独自の経過 措置 (平成25・26年度のみ) に該当す る場合、それぞれ「*」「カ」「ヒ」を 表示し、右隣に軽減(経過)措置後の 「基準総所得金額」を表示しています。

「保険料算定対象期間」欄は「減額 割合」ごとに「0,2,5,7」を表示 し、「雇用変動による軽減措置」に該 当する方、又は「介護分保険料」を御 負担いただく方については、それぞれ の行の該当する月に「*」を表示してい ます。

保険料を納めないと

保険料を納期限までに納付しない場合は、督促状が発行されます。納期限近くに納付された場合には、確認が間に合わず、 督促状が発行されることがありますが、その節は御容赦ください。保険料はなるべくお早めに納付されるようお願いします。 また、督促状の指定期限後に保険料を納付するときは延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円未満の場合は、 延滞金は加算されません。

なお、延滞金額が1,000円未満のときはその全額、100円未満の端数金額があるときはその端数金額については、納める必 要はありません

延滞金の計算は次の通りです。

指定期限の翌日から納付日までの日数 保険料額(1,000円未満の端数金額については、切捨て)× 年率 ※ 365日

- 指定期限の翌日から納付日までの期間のうち、平成25年12月31日以前は14.6%、平成26年1月1日以後は特例基準割合(注)+7.3%です。
- (注) 特例基準割合とは国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の年平均に1.0%を加算した割合をいいます。(ただし、特例基準割合が7.3%以 上の場合は、7.3%)
- ◎ 指定期限までに保険料を納付されない場合は、保険証の返還請求、保険給付の支払の一時差し止め又は財産の差押えの処分を受けることもあ

お問い合わせは

この保険料額通知書について分からないことがあるときは、表面右上部に記載の発行局課(区役所保険年金課保険係)にお問い合わせください。お問い合わせは、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除いた日の、午前8時45分から午後5時までの間にお願いします。なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで、一部の業務を取り扱っています。

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保険審査会(神奈川県庁内)に審査請求をすることができます。 この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することが できます
- 20分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。 ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。 ②処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 処分の取消しの訴えは、 3

通知年月日

発行局課

整理番号



お問合せの際にはこの番号をお知らせください。

世帯主氏名

1 減 免 額

円
円
円

2 各納期の減免額

納	期		
合	計		

注 意 この処分について分からないことがあるときは、区役所保険年金課保険係にお問合せください。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内
- 2 この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起 算して6か月以内に横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)処 分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起すること ができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起すること ができます。
 - ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ②処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この通知書が届いた世帯は 子どもがいる世帯の減免を適用した、または適用していた世帯です。

○ 通知書名により内容が異なります。

送付した通知書は、表面最上部の通知書名によりお知らせする内容が異なります。

●「国民健康保険料減免承認決定通知書」または「国民健康保険料減免額変更通知書」が届いた世帯 以下の要件に該当するため、子どもがいる世帯の減免を適用しています。

減免要件

賦課期日(※1)現在において、19歳未満の被保険者(※2)が国民健康保険の被保険者である世帯主と 同一の世帯に属している。

- ※1 該当年度の4月1日。ただし、該当年度の4月2日以降に国民健康保険の資格を取得したときは、その資格取得日。
- ※2 次の条件にいずれも該当する被保険者
 - ① 該当年度の前年の12月末日時点で19歳未満である
 - ② 該当年度の前年の合計所得金額が38万円以下である
- ●「国民健康保険料減免額取消通知書」が届いた世帯

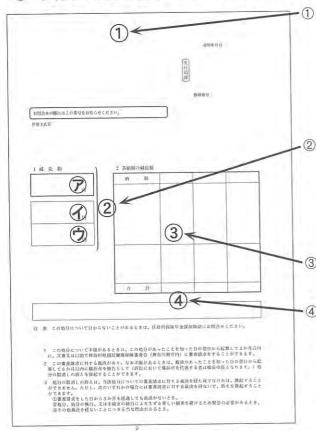
被保険者の加入状況等、または所得金額の状況の変更により、上記に記載している減免の要件に該当しなくなった、または他の減免を優先して適用したため、子どもがいる世帯の減免を取消しました。

○ 減免額は次の方法で計算しています。

次の金額を世帯主の基準総所得金額(※3)から控除して保険料所得割額を算定し、控除前の保険料所得割額との差額を減免額としています。なお、控除する金額は、世帯主の基準総所得金額を限度とします。

- ① 16歳未満の被保険者1人につき330,000円
- ② 16歳以上19歳未満の被保険者1人につき120,000円
 - ※3 保険料の算定の基になる所得金額です。 「国民健康保険料額(決定)通知書」に 被保険者全員の基準総所得金額を記載 しています。
 - ★ この減免は保険料が賦課され、上記要件に該当している世帯について一律に行っています。そのため、減免を希望しない場合は区役所保険年金課へ申し出てください。希望しない旨の申し出があった場合、表面に記載されている「減免前保険料額」を請求します。
- | 本 準 総 所 得 金 額 | X | 所得割料率 | 保険料所得割額 | 減免計算上の | ※控除額 | X | 所得割料率 | (減免後の) | 保険料所得割額 | ※1 人あたりの控除額 | 16歳未満 | 33万円 | 16歳以上 | 19歳未満 | 12万円 | 19歳未満 | 12万円 | 12万円 | 1000 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 |

○ 表面の通知書について説明します。



- 送付した通知書がどのような通知書か記載しています。
- 通知書は3種類あります。
- ・「国民健康保険料減免承認決定通知書」→ 新たに子どもがいる世帯の減免に該当する世帯
- 「国民健康保険料減免額変更通知書」
- → 以前送付した子どもがいる世帯の減免金額から変更がある世帯
- · 「国民健康保険料減免額取消通知書」
- → 減免の要件に該当しなくなったため、子どもがいる世帯の減免を取り消した世帯
- ⑦「決定(変更・取消)した減免額」 世帯の状況により上記の計算をした結果、決定(変更・取消)した減免額 を記載しています。
- を記載しています。 ①「減免(変更・取消)前保険料額」 減免(変更・取消)前の保険料額を記載しています。
- 「国民健康保険料額通知書」で通知した保険料額と同じ金額になります。 ⑦「減免(変更・取消)後保険料額」

減免(変更・取消)後の保険料額を記載しています。

3 各納期の保険料額及び減免額を記載しています。 「減免(変更・取消)後保険料」の列に記載されている金額を各納期ごとに請求します。

② 記載した日付時点の世帯状況により減免額の計算をしています。そのため、 現在の世帯状況と異なることがあります。世帯状況等に変更があり、届出の 必要がある場合は、区役所保険年金課へ届け出てください。

この通知書について分からないことがあるときは、表面に記載されている 区役所保険年金課保険係にお問合せください。

区役所保険年金課保険保にお同日とくたとい。 区役所の開庁時間は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除いた日の午前8時45分から午後5時までです。 なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時までです。

この通知は、横浜市国民健康保険条例施行規則第15条第3項の規定により通知するものです。

通知年月日 作成年月日

通知書番号

の国民健康保険料額をお知らせいたします。

お問い合わせの際にはこの番号をお知らせください。

1世帯主

※ この通知書は、下記の理由により作成しています。

2 保険料の納付方法	納	圳	Α	В		普通徴収の納期限
	3					
1	呆					
B				-		
1						
	内					
j.	in l		2			
	=		₹			
	느			*		
	0					
横浜市指定金融機関 横浜市収納代理金融機関 納付場所郵便局・横浜市出納機関 横浜市指定のコンビニエンスストア	内					Maritime by the first of the second
納付場所 郵便局・横浜市出納機関 言	R at					差引増減額(B-A
横浜市指定のコンビニエンスストア	保険料	合計 額		円 円 斗の合算額です。 —	円	P.

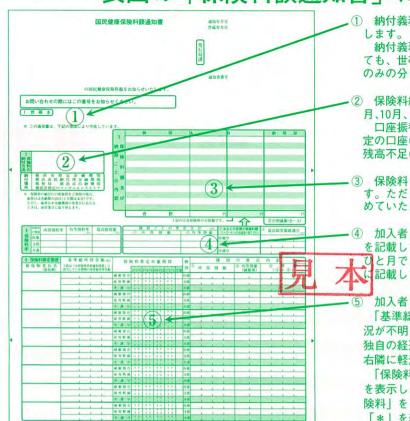
4	保険料 の種別	所得割料率	均等割料率 (円)	最高限度額	1	種所	別得	ご と 割	の額	世	带 合 計 (四) ② 均 等 割 額	③ あなたの世帯の保険料 (①+2-④ 十円未満切り捨て(円))	④ 最高限度額超過分(円)
保険	医療											医療	1 1 1
料	支援											支援	
率	介護											介護	

5 保険料算定基礎	基準総所得金額(円)	保険料算定対象期間	種 別	の算出	内 訳 (円
被保険者氏名 (敬称略)	下段は「※保険料負担緩和措置」に 該当している期間の基準総所得金額	The state of the s	引 第 得 割 額	⑥ 均等割額 (減額後)	合 算 額 (⑤+⑥)
	1 1 1	滅額割合	E療		1 1 1
		雇用軽減	2援		
		介護分	護		
		減額割合	Er 療		1 1 1
	1 1 1	雇用軽減	7援		
	1 1 1	介護分	1護		
		減額割合	Err		
	1 1 1	雇用軽減	7援		1 1 1
	1 1 1	介護分	1護	1	
	1 1 1	減額割合	(根		1 1 1
	1 1 1	雇用軽減	7.提		1 1 1
	1 1 1	介護分	護		
		減額割合	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	1 1 1
		雇用軽減	2援		1 1 1
		介護分	護		
	1 1 1	減額割合	(A)		1 1 1
		雇用軽減	7. 提		
	1 1 1	介護分	7護		

雇用変動軽減措置対象月 → 「」を表示しています。 介護分保険料算定月

「2」均等割額を2割減額 「5」均等割額を5割減額 「7」均等割額を7割減額

「保険料額通知書」について説明します。



→ 放入目の連絡数合を表示しています。 ・ 連携を取得支援を対象力 ・ 企業の保証的要求力

① 納付義務者(世帯主)に、その世帯の被保険者全員分の保険料を請求

納付義務者(世帯主)が国民健康保険の被保険者ではない場合であっ ても、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいる場合には、被保険者 のみの分を算定した保険料を納付義務者(世帯主)に請求します。

保険料納付に納付書を御利用の場合は、原則として年4回(6月、7 月、10月、1月)納付書をお送りします。

口座振替を御利用の場合は、口座振替日の前日までに納付額を御指 定の口座に御用意ください。口座振替日の当日に入金されましても、 残高不足により振替できない場合があります。

保険料は、6月期から3月期までの10回に分けて納めていただきま す。ただし、前年度以前分の保険料については一回で増加分全額を納 めていただきます。

加入者ごとの所得割額と均等割額を合計し、種別ごとの世帯保険料 を記載しています。また、世帯の保険料が最高限度額を超過する月が ひと月でもある場合、超過した金額の合計を「最高限度額超過分(円)」 に記載しています。

加入者ごとの保険料算定基礎を記載しています。

「基準総所得金額」は保険料算定の基となる所得金額であり、所得状 況が不明な方は表示されません。雇用変動による軽減措置及び横浜市 独自の経過措置に該当する場合、それぞれ「*」「カ」「ヒ」を表示し、 右隣に軽減(経過)措置後の「基準総所得金額」を表示しています。

「保険料算定対象期間」欄は「減額割合」ごとに「0、2、5、7」 を表示し、「雇用変動による軽減措置」に該当する方、又は「介護分保 険料」をご負担いただく方については、それぞれの行の該当する月に 「*」を表示しています。

保険料の計算方法 1



加入者ごとに各保険料を計算し、合計したものが世帯の保険料になります。

[5] SWHID C SHAIN

2 保険料を納めないと

保険料を納期限までに納付しない場合は、督促状が発行されます。納期限近くに納付された場合には、確認が間に合わず、 督促状が発行されることがありますが、その節は御容赦ください。保険料はなるべくお早めに納付されるようお願いします。 また、督促状の指定期限後に保険料を納付するときは延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円未満の場合は、 延滞金は加算されません。

なお、延滞金額が1,000円未満のときはその全額、100円未満の端数金額があるときはその端数金額については、納める必 要はありません。

延滞金の計算は次の通りです。

指定期限の翌日から納付日までの日数 保険料額(1,000円未満の端数金額については、切捨て)× 365日

- ※ 指定期限の翌日から納付日までの期間のうち、平成25年12月31日以前は年14.6%、平成26年1月1日以後は特例基準割合(注) 十年7.3%です。 (注) 特例基準割合とは国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の年平均に1.0%を加算した割合をいいます。(ただし、特例基準割合が7.3%以 上の場合は、年7.3%)
- ◎ 指定期限までに保険料を納付されない場合は、保険証の返還請求、保険給付の支払の一時差し止め又は財産の差押えの処分を受けることもあ ります。

お問い合わせは

この保険料額通知書について分からないことがあるときは、表面右上部に記載の発行局課(区役所保険年金課保険係)にお問い合わせください。お問い合わせは、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除いた日の、午前8時45分から午後5時までの間にお願いします。なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで、一部の業務を取り扱ってい ます。

この処分について不服があるときは、 この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、文書又は口頭で

神奈川県国民健康保険審査会(神奈川県庁内)に審査請求をすることができます。 ② この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することが

処分の取消しの訴えは、 当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。た 次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

- ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。 ②処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- この通知は国民健康保険料の徴収のため、横浜市国民健康保険条例第20条の規定により、通知するものです。

発行局課

整理番号

お問合せの際にはこの番号をお知らせください。

世帯主氏名

5	* IX	17	HAI
1	YEV	伍	客

円
円
円

2 各納期の減免額

納	期			
			- 1	
- A	=1			
合	計			

注 意 この処分について分からないことがあるときは、区役所保険年金課保険係にお問合せください。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内
- 2 この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起 算して6か月以内に横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)処 分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起すること ができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起すること ができます。
 - ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ②処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この通知書が届いた世帯は、子どもがいる世帯の減免を適用しています。

この「国民健康保険料減免承認決定通知書」が届いた世帯は、次の要件に該当するため、子どもがいる世帯の減免を 適用しています。

減免要件

賦課期日(※1)現在において、19歳未満の被保険者(※2)が国民健康保険の被保険者である世帯主と 同一の世帯に属している。

- ※1 該当年度の4月1日。ただし、該当年度の4月2日以降に世帯として新規に国民健康保険に加入したときは、 その資格取得日。
- ※2 次の条件にいずれも該当する被保険者
 - ① 該当年度の前年の12月末日時点で19歳未満である
 - ② 該当年度の前年の合計所得金額が38万円以下である

減免額は次の方法で計算しています。

次の金額を世帯主の基準総所得金額(※3)から控除して保険料所得割額を算定し、控除前の保険料所得割額と の差額を上限として減免します。なお、控除する金額は、世帯主の基準総所得金額を限度とします。

- ① 16歳未満の被保険者1人につき330,000円
- ② 16歳以上19歳未満の被保険者1人につき120,000円
- の基準総所得金額を記載しています。

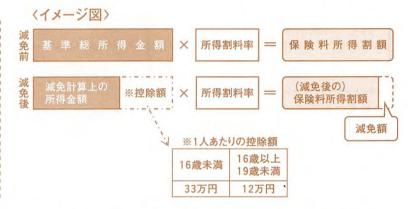
※3 保険料の算定の基になる所得金額です。「国民健康保険料額決定通知書又は額通知書 | に被保険者全員

〈計算例〉

4人世帯(45歳夫婦と子ども〈18歳と15歳〉) 世帯主の基準総所得金額「3,000,000円」 減免前保険料「582,300円」……A

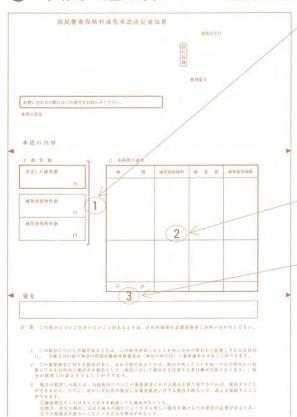
- 一定額を控除した後の世帯主の基準総所得金額 「3,000,000円」-「120,000円」-「330,000円」 = [2,550,000円]
- 一定額を控除した後の所得金額で計算した保険料額 「525,810円」·············B

AとBの差額が減免額「56,490円」



この減免は保険料が賦課され、上記要件に該当している世帯について一律に行っています。そのため、減免を希望 しない場合は区役所保険年金課へ申し出てください。希望しない旨の申し出があった場合、表面に記載されている「減免 前保険料額 を請求します。

表面の通知書について説明します。



① 「決定した減免額」

世帯の状況により上記の計算をした結果、決定した減免額を記載して います。

「減免前保険料額」

減免をする前の保険料額を記載しています。「国民健康保険料額決定通 知書又は額通知書 | で通知した保険料額と同じ金額となります。

「減免後保険料額」

減免をした後の保険料額を記載しています。実際に請求する保険料額 です。

- ② 各納期の保険料額及び減免額を記載しています。 「減免後保険料」の列に記載されている金額を各納期ごとに請求します。
- ③ 記載した日付時点の世帯状況により減免額の計算をしています。その ため、現在の世帯状況と異なることがあります。世帯状況等に変更が あり、届出の必要がある場合は、区役所保険年金課へ届け出てください。

この通知書について分からないことがあるときは、表面に記載されて いる区役所保険年金課保険係にお問い合わせください。

区役所の開庁期間は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日 までを除いた日の午前8時45分から午後5時までです。

なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時までです。

受入済通知書

振替口座 00250-0-960092 加入者名 横浜市会計管理者

国民健康保険料 横浜市 符

00250-0-960092

領収日付印

月期

加入者名 横浜市会計管理者

発行年度・期

保険料額

バーコードのない	納付書は、コ	ンビニエン	/ススト	アではお取扱いで	きまぜん。	納期限	年	月	В
					保 険 料 額 円 発行年度・期	納付義務者氏			
纳付義務者氏名					領収日付印	発行局課			保
納期限発行局課	年	月 保険年	金課	郵便局取りまとめ店 〒224-8794 横浜貯金事務センター コンビニエンスストア 各 本 部		(お問合も	·先)		
(取りまとめる	≥副機関等→	区役所保	管)	(コンビニ→コン	ビニ本部保管)		(金)	融機関等	・コン

コンビニ店舗保管)

5 せ 知

月期

- 1 この用紙による納付は、取扱金融機関等のほか、区役所内の銀行派出所で受け付けます。 銀行派出所が閉まっている場合は、保険年金課保険係でも受け付けます。
- 2 保険料を納期限までに納付しない場合は、督促状が発行されます。なお、納期限近くに納 付された場合には、確認が間に合わず督促状が発行されることがありますが、その節は御容 赦ください。保険料は、なるべくお早めに納付されるようお願いします。
- 3 年度の途中で加入者の人数、所得状況等の変更によって年間保険料額が変わった世帯につ いては、変更後の納付書を随時お送りします。その際には、表面発行日の新しい変更後の納 付書でお支払いください。
- 4 土曜日は、金融機関等の休業日ですので、御注意ください。
- 5 この納付書について分からないことがあるときは、表面の区役所保険年金課保険係にお問 合せください。区役所の開庁時間は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から 1月 3日 までを除いた日の、午前8時45分から午後5時までです。

なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで、一部の業務を取り扱っています。

- 6 領収書は、支払済みの証ですので、大切に保管してください。
- 7 納付書 1 枚あたりの金額が30万円を超える場合または汚損や折れ曲がりなどによりバー コードの読み取りが不可能な場合は、コンピニエンスストアではお取扱いできません。

保険料納付は、口座振替でお願いします。

保険年金課

.

口座振替依頼書は、金融機関等又は区役所保険年 金課保険係にあります。

□座振替依頼書に必要事項を記入し、金融機関等 に提出してください。

なお、手続の際には、

- (1) 国民健康保険被保険者証(保険証)
- (2) 引き落としを希望する口座の預・貯金通帳
- (3) その通帳の届出印

が必要となります。

コンビニエンスストアでお支払いいただいた場合の レシートの表記について。

コンビニエンスストアでお支払いいただいた場合 は、横浜市国民健康保険料の収納代行を行っている 「三菱UFJニコス」の名称がレシートに表記され ます。

横浜市 国民健康保険料納付書兼領収書

発行日

行

収入印紙 不

領収日付印

月期

納期限 年 月 日

納付義務者氏名

納期限までに、本書により上記の金額を、裏面記載の 取扱金融機関等で納めてください。

なお、納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合 は、コンビニエンスストアではお取扱いできません。

左記のとおり領収しました。

横浜市指定金融機関 横浜市収納代理金融機関 関東各都県内及び 山梨県内の郵便局 横浜市出納機関 コンビニエンスストア

(納付者保管)

(納入場所) 横浜市指定金融機関、横浜市収納代理金融機関、関東各都県内及び山梨県内のゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア

(平成29年4月1日現在)

1 全国の店舗

銀 行 一 横浜、みずほ、三菱東京UFJ、三井住友、りそな、埼玉りそな、群馬、静岡、スルガ、東京スター、八千代信 託 銀 行 一 三菱UFJ、みずほ、三井住友 コンピニエンスストア ー セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、サンクス、サークルド、デイリーヤマザキ、ヤマザキディリーストアー、

ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、セイコーマート、ポブラ、生活彩家、 くらしハウス、スリーエイト、スリーエフ、コミュニティ・ストア、セーブオン、ハマナスクラブ※、MMK(マルチメディア キオスク)設置店(※印のあるコンピニエンスストアについては、三菱UFJニコス取扱いの表示店舗に限ります。)

2 神奈川県内及び東京都内の店舗

行 - 東京都民、第四、北陸、新生、あおぞら、東日本、静岡中央、大光

信 用 金 庫 - 横浜、湘南、川崎、さわやか、芝、城南、世田谷

信託銀行 - SMBC

その他 - 商工組合中央金庫、中央労働金庫

3 神奈川県内の店舗

行 一 神奈川

信用金庫一かながわ

その他 - 神奈川県歯科医師信用組合、神奈川県信用農業協同組合連合会

4 横浜市内の店舗

信用組合 - 神奈川県医師、横浜幸銀、横浜華銀、ハナ

そ の 他 - 横浜農業協同組合

5 神奈川県内、千葉県内、埼玉県内、栃木県内、茨城県内、群馬県内、山梨県内及び東京都内のゆうちょ銀行(郵便局)

横浜市 国民健康保険料督促状

被保険者証番号 発行日 保険料額 指定期限 年 月 日 納期 算出基礎年度 月期

納付義務者氏名

(区役所・コンビニ本部保管)

上記の保険料が未納となっています。 指定期限までに上記の金額を、同封の納付書により、 納付書裏面に記載の取扱金融機関等で納めてください。

国民健康保険料 振替口座 受入済通知書

00250-0-960092 加入者名 横浜市会計管理者 月期

横浜市

(<u>1</u>)

国民健康保険料 符

月期

振替口座 00250-0-960092 加入者名 横浜市会計管理者

バーコードのない納付書では、コンビニエンスストアではお取り扱いできません。 年 月 日 保険料額 納付義務者氏名 発行年度 • 期 領収日付印 発行局課 納付義務者氏名 月 日 郵便局取りまとめ店 7月70年 会理 〒224-8794 指定期限 保険年金課 発行局課 横浜貯金事務センター (お問い合わせ先) 整理年月日

収納代行業者:三菱UFJニコス株式会社

発行年度•期 保険料額 領収日付印 保険年金課 (金融機関等・コンビニ店舗保管)

保険料は納期限までに納付されるようお願いいたします。

金融機関等に納付されてから、本市(区役所)で事務処理を行うまで日数を必要とします。 すでに納められている場合は、行き違いですのでご容赦ください。

横浜市 国民健康保険料納付書兼領収書

発行日

発行局課

				1 1 241		
指定期限				保険料額	m	
	年	月	B		円	

納付義務者氏名

指定期限までに、本書により上記の金額を、裏面記載 の取扱金融機関等で納めてください。 なお、納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合 は、コンビニエンスストアではお取り扱いできません。

収納代行業者:三菱UFJニコス株式会社



領収日付印 左記のとおり領収しました。 横浜市指定金融機関 横浜市収納代理金融機関 関東各都県内及び 山梨県内の郵便局 横浜市出納機関 コンビニエンスストア

(納付者保管)

(収入印紙不要)

法令の定めにより、納付義務者(世帯主)に世帯の被保険者全員分の保険料を請求します。

納付義務者(世帯主)が国民健康保険の被保険者でない場合も、世帯の中に国民健康保険の被保険者が いる場合には、被保険者のみの分を算定した保険料を納付義務者(世帯主)に請求します。

保険料を納めることが困難なときは御相談ください。

災害、その他の事情で保険料を納めることが困難なときは、徴収猶予又は減免などの措置を受けられる 場合があります。お住まいの区の区役所保険年金課保険係に御相談ください。

国民健康保険は、みなさんが納める保険料で成り立っています。特別な事情もなく保険料を滞納したと きは、滞納のない人との公平性を保つために、やむを得ず、次のような措置を取ることがあります。

- 1 保険料を滞納している世帯には、通常の有効期間(2年間)よりも短い有効期間とした「短期被保険 者証」を交付する場合があります。ただし、2の「被保険者資格証明書」を交付する場合を除きます。
- 2 保険料を納期限から1年以上滞納している世帯には、被保険者証を返還していただく場合があります。 その場合には被保険者証にかえて「被保険者資格証明書」を交付します。「被保険者資格証明書」で医療 機関にかかると、診療費用がいったん全額自己負担となり、後日、保険給付相当額の支払を区役所保険 年金課保険係に申請していただくことになります。
- 3 保険料を納期限から1年半以上滞納している世帯については、保険給付の全部又は一部を一時差し止 める場合があります。
- 4 上記1、2及び3に関わらず、今後も納付されない場合には、財産を差し押さえることがあります。

- 1 この用紙による納付は、右記の取扱金融機関等のほか、区役所内の銀行派出所でも受け付けます。銀 行派出所が閉まっている場合は、保険年金課保険係でも受け付けます。
- 2 土曜日は、金融機関等の休業日ですので、御注意ください。
- 3 指定した期限を経過した後に納付する場合は、区役所保険年金課保険係の窓口にお越しください。
- 4 領収書は、支払済みの証ですので、大切に保管してください。
- 5 納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合または汚損や折れ曲がりなどによりバーコードの読み 取りが不可能な場合、及び指定期限が過ぎている場合は、コンビニエンスストアでのお取り扱いができ ません。
- 6 この督促状について分からないことがあるときは、表面の区役所保険年金課保険係にお問い合わせく ださい。その際には、あなたの被保険者証番号を必ずお知らせください。
- 7 区役所の開庁時間は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除いた日の、午前8時 45分から午後5時までです。なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで、一部の業務を取り 扱います。

市職員を装う不審電話に御注意!保険料・医療費還付などのためにATMの操作を求めることはありません!

この督促状は、横浜市国民健康保険料の督促のため、横浜市税外収入の督促及び 延滞金の徴収に関する条例第2条の規定により送達するものです。

この督促状の指定期限後に保険料を納付する場合は、延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円 未満の場合は、延滞金は加算されません。延滞金の計算は、次のとおりです。

指定期限の翌日から納付日までの日数 保険料額(1,000円未満の端数金額については、切捨て)× 年率 ※ × 365日

※ 特例基準割合(注)+7.3%です。

(注)特例基準割合とは国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の年平均に1.0%を加算した割合をいいます。 (ただし、特例基準割合が7.3%以上の場合は7.3%)

なお、延滞金額が1,000円未満のときはその全額、100円未満の端数金額があるときはその端数金額につ

- いては、納める必要はありません。 2(1) この督促状について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、
 - 文書又は口頭で、神奈川県国民健康保険審査会(神奈川県庁内)に審査請求をすることができます。)この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)
- 処分の取消しの訴えを提起することができます。 (3) 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起するこ とができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起する

 - ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。 ②処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(納入場所)横浜市指定金融機関、横浜市収納代理金融機関、関東各都県内及び山梨県内のゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストス

1 全国の店舗

行ー横浜、みずほ、三菱東京UFJ、三井住友、りそな、埼玉りそな、群馬、静岡、スルガ、東京スター、八千代

信 託 銀 行-三菱UFJ、みずほ、三井住友

コンピニエンスストアーセブンーイレブン、ローソン、ファミリーマート、サンクス、サークルK、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストア、 ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、セイコーマート、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、スリーエフ、 コミュニティ・ストア、セーブオン、ハマナスクラブ※、MMK(マルチメディアキオスク)設置店 (※印のあるコンビニエンスストアについては、三菱UFJニコス取扱いの表示店舗に限ります。)

行-東京都民、第四、北陸、新生、あおぞら、東日本、静岡中央、大光

信 用 金 庫-横浜、湘南、川崎、さわやか、芝、城南、世田谷

信託銀行-SMBC

そ の 他-商工組合中央金庫、中央労働金庫

3 神奈川県内の店舗

銀 行-神奈川

信用金庫-かながわ

そ の 他 - 神奈川県歯科医師信用組合、神奈川県信用農業協同組合連合会

4 横浜市内の店舗

信 用 組 合-神奈川県医師、横浜幸銀、横浜華銀、ハナ

そ の 他-横浜農業協同組合

5 神奈川、千葉、埼玉、栃木、茨城、群馬、山梨県内及び東京都内のゆうちょ銀行(郵便局)

(平成29年4月1日現在)

通知年月日

発行局課

整理番号



お問合せの際にはこの番号をお知らせください。

世帯主氏名

1 減 免 額

円
円
円

納	期			
			N.	
合	計			

注 意 この処分について分からないことがあるときは、区役所保険年金課保険係にお問合せください。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内
- 2 この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起 算して6か月以内に横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)処 分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起すること ができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起すること ができます。
 - ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ②処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

見本

点字入り決定通知書用封筒





裏面

点字入り額通知書用封筒

表面

裏面



点字入り納付書用封筒

表面

裏面



見本

点字入り督促状用封筒

表面

法令の規定により世帯主様あてに送付しています。

*** 保険料のお支払いは口座振替が便利です。 ***

コンビニエンスストアでもお支払いができます。

コンピニエンスストアでのお支払いは、パーコード付の納付者に振ります。 なお、金融機関では、パーコードの有無にかかわらず、すべての納付書でお支払いができます。 郵便区内特別

料金後納郵便



###から飲茶材を使用していますので、はが? 「その他の紙」としてリサイクルできます。

保険料の納期限は各納期の末日です。

裏面

未納のある方に対しては、横浜市の設置する「電話納付案内センター」から、 納付確認の電話をすることがあります。

被期	納阻跟	納 期	神 期 期
6月期分	6月30日	11月期分	11月30日
7月期分	7月31日	12月期分	1月4日
8 月期分	8月31日	1月期分	1月31日
9月期分	9月30日	2月期分	2月末日
10月期分	10月31日	3月期分	3月31日

- * 前年度以前にさかのほって保険料価が変更になった等の 場合には、4月期分及び5月期分が試課されることがあり ます。その場合の前期限は、4月期分は4月30日、5月期 分は5月31日です。
- * 納期限が金融機関等の休業日の場合は、塑営業日となり ます。

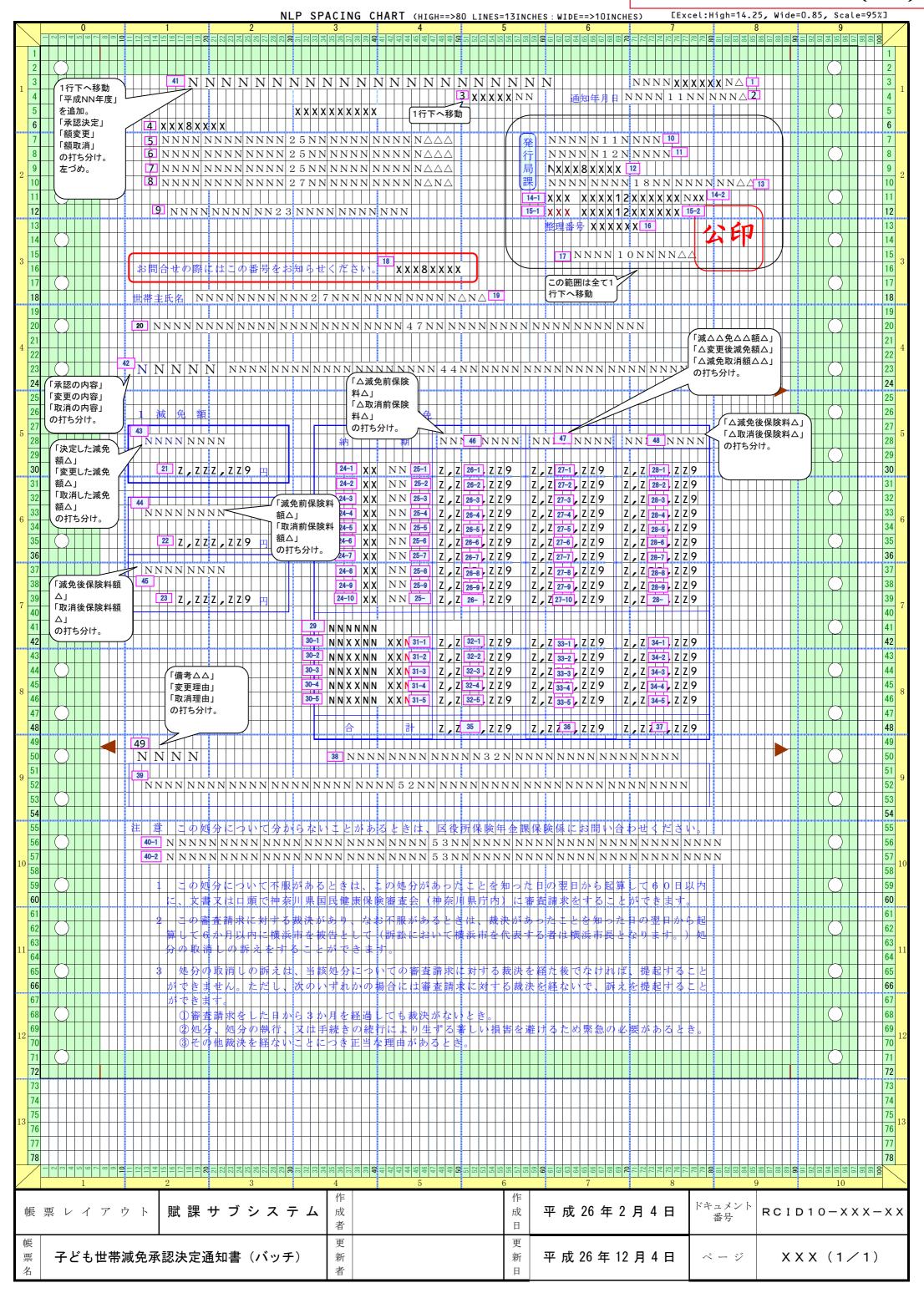
保険料は、なるべくお早めに納付書の裏面に記載されている金融機関等で納めてください。

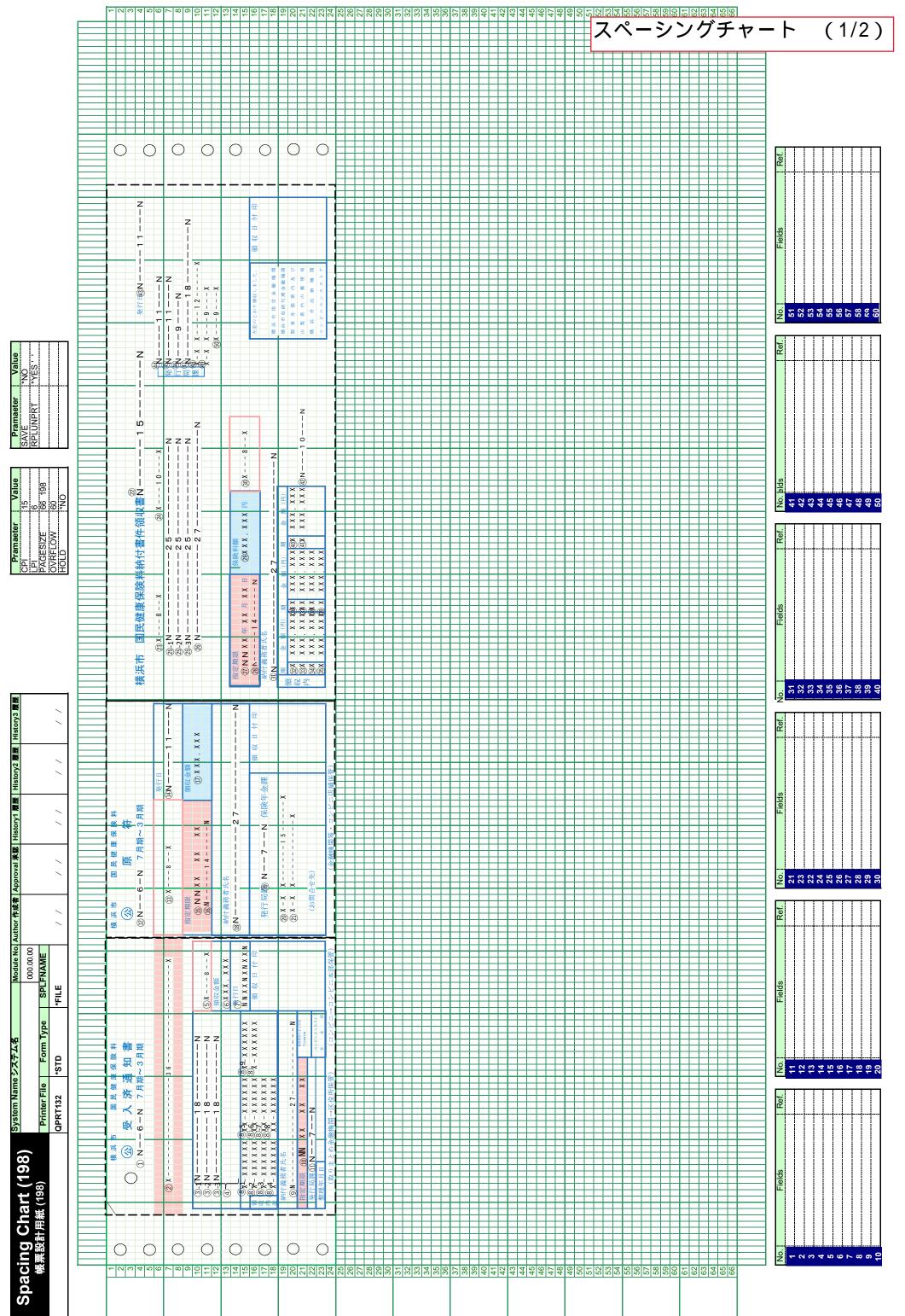
市職員を装う不審電話に御注意!保険料・医療費還付などのためにATMの操作を求めることはありません!

2014:06.

NLP SPACING CHART (H==>13 INCHES(78LINES) & W==>9 INCHES) 17:13 2019/11/22 PRINTED 通知年月日 | NNNN 1 1 NNNNA△ |作成年月日| |NNNN| 1 4 NN| NNN△ NN△ 3 | X | X | X | X | 1 | 0 | X | X | X | X | **10** NNNN N 1 1 N NNN△ 2 X X X 8 X X X X NNNN N12N NNNN 12 N | X | X | X | 8 | X | X | X | 12-1 <u>4-2</u> NNNN|NNNN|NNNN| 2 5 NN|NNNN|NNNN|N△△△ 4-3 NNNN NNNN NNNN 2 5 NN NNNN NNNN NA 🛆 🛆 13 NNNN NNNN 18NN NNNN NN \triangle NNNN NNNN NNNN 27NN NNNN NNNN NANA 5-1 15 X|X|X| |X|X|X|X|X|1 2|X|X|X|X| 通知書<mark>16</mark> XXXX9XXXX 17 XXXX9XXXX 20-1 20 NNNNNNNNNNNN 2 7 NNNNNNNNNNNNNNN \triangle 21 NNNN NNNN NNN 2 4 NNN NNNN NNNN | | 21-2 | NNNN NNNN NNN 2 1 NNN NNNN N $\triangle\triangle$ 2保険料のお支払い方法 3 22 NNNN N 22-1 NNNN N \(\triangle \triangle \) 33 N N N N 34 N N N N NNNN | Z Z 36-1 Z Z 9 | Z Z 37-1 | Z 9 | N 1 38-1 | 1 NN NNNN | N 1 39-1 | 1 1 NN NNN 24 NNNN NN 1 5 NNNN NNNN 35-2 NNNN ZZZ36-3 Z9 ZZ37-3 Z9 NN 38-3 1 NN NNNN NN 39-3 1 1 NN NNN 25 NNNN NN 1 5 NNNN NNNN 35-3 NNNN NNNNN 1 39-5 1 1 NN NNN 27 NNNNNN16 NNNNNNN \triangle 35–5 NNNN ZZZZ36-5 ZZ ZZZ37-5 ZZ Z 37-5 ZZ Z NZ 38-5 1 NN NNNN 28 NNNNNN16 NNNNNNN∆ NNNN Z Z Z 37-7 Z 9 ANI 38-7 1 NN NNNN N 1 39-7 1 1 N N N N N 29 NNNNNN16 NNNNNNN \triangle NNNN Z Z Z 36-7 [Z 9 30 NNNNNN16 NNNNNNN \triangle NNNN ZZZ36-8ZZ9 | Z | Z | 37-8 | Z | 9 | \(\text{N I | 38-8} \) 1 NN NNNN N 1 39-8 1 1 NN NNN | Z | Z | 37-9 | Z | 9 | \(\text{N \t $|NNNN|NN16|NNNN|NNN\triangle$ N 1 39-9 1 1 N N N N N NNNN ZZZ36-9 ZZ9 NNNN N 39-10 1 1 N N N N N 35-10 NNNN Z Z Z 40 | Z 9 | Z Z Z 41 | Z 9 | **43** NNNN NNNN NNN 2 0 NNN NNNN 44 NNNN NNNN NNN 2 ONNN NNNN 45 | X X | X X % | | Z | 48 | Z | 9 | | Z | Z | 51 | Z | 9 46 | X X . X X % | Z 49 Z 9 | Z Z 52 Z 9 42 47 XX XX X X X Z 50 Z 9 Z Z 53 Z 9 NNNNNNNNNXX 67A ZZZZZ 268A 66A N N N N N N N N N N X X Z 67B Z Z Z Z 68B → X X X <mark>- 69C - X X X 7.70C -</mark> X X介護 Z Z Z<mark> 71C -</mark> Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z <mark>72C</mark> 9 Z Z Z Z Z Z Z Z <mark>73C </mark>Z 2 9 66C NNNNNNNNXXX<mark>I 67C 7 Z Z Z Z <u>1</u>68C</mark> N N N N N N N N N X X Z 67A-1 Z Z 68A-1 9 66A-1 66B-1 N N N N N N N N N X X 2 67B-1 7 Z Z 68B-1 9 66C-1 N N N N N N N N X X Z 67C-1 Z Z 68C-1 9 66A-2 N N N N N N N N X X Z 67A-2 Z Z 68A-2 9 66B-2 N N N N N N N N X X Z 67B-2 7 Z Z 68B-2 9 66C-2 N N N N N N N N N X X <mark>| 67C-2 | 7 | 7 | 7 | 68C-2 | 9</mark> N N N N N N N N X X <mark>2 67A-3 7</mark> Z Z <u>68A-3</u> 9 🕸 66A-3 N N N N N N N N X X Z 67B-3 Z Z Z 68B-3 9 🗷 66B-3 66A-4 66B-4 N N N N N N N N X X Z 67B-4 Z Z Z 68B-4 9 E INNNNNNN X X Z 7 7 71C-4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 0 減 韓 制 合 X X 69A-5 K X X 70A-5 K X X 医療 Z 71A-5 7 Z Z Z Z Z Z Z 72A-5 9 Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 73A-5 Z Z 9 N N N N N N N N X X Z 67A-5 7 Z Z 68A-5 9 66A-5 66B-5 N N N N N N N N X X Z 67C-5 Z Z 68C-5 9 66C-5 66A-6 の合計NNNNNХХ<mark>Х 67C-6 7 Z Z 68C-6 9</mark> <mark>₹険料負担緩和措置 [★]__「X _|雇用変動による軽減措置に該当</mark> 加入月に被保険者均等割額の<u>滅額割合</u>を表示しています。
雇用変動による軽減措置対象用 → 「X」を表示しています。 75 帳票レイアウト 賦課サブシステム 工藤 孝志 平成20年 2月12日 更新 更 工藤 孝志 国民健康保険料額決定通知書 令和 元年10月30日

17:13 2019/11/22 PRINTED NLP SPACING CHART (H==>13 INCHES(78LINES) & W==>9 INCHES) 通知年月|日| |NNNN|11NN|NNN△ |作成年月日| |NNNN|14NN|NNN△|NN△ 3 | X | X | X | X | 1 | 0 | X | X | X | X | **10** NNNN N 1 1 N NNN△ 2 X X X 8 X X X X || $\mathsf{NNNN}|$ $\mathsf{NNNN}|$ $\mathsf{NNNN}|$ $\mathsf{NNNN}|$ $\mathsf{NNNN}|$ $\mathsf{N} \triangle \triangle \triangle$ NNNN N12N NNNN 12 N | X | X | X | 8 | X | X | X | 12-1 <u>4-2</u> NNNN|NNNN|NNNN| 2 5 NN|NNNN|NNNN|N△△△ 13 NNNN NNNN 18NN NNNN NN \triangle 4-3 NNNN NNNN NNNN 2 5 NN NNNN NNNN N $\triangle\triangle\triangle$ NNNN NNNN NNNN 27NN NNNN NNNN NANA 5-1 15 X|X|X| |X|X|X|X|X|1 2|X|X|X|X| 通知書<mark>16</mark> XXXX9XXXX 17 XXXX9XXXX 20-1 20 NNNNNNNNNNNN 2 7 NNNNNNNNNNNNNNN \triangle 21 NNNN NNNN NNN 2 4 NNN NNNN NNNN | 2^{1-2} | NNNN NNNN NNN 2 1 NNN NNNN N $\triangle \triangle$ 2保険料のお支払い方法 3 22 NNNN N 22-1 NNNN N \(\triangle \triangle \) 33 N N N N **34** NNNN NNNN | Z Z 36-1 Z Z 9 | Z Z 37-1 | Z 9 | N 1 38-1 | 1 NN NNNN | N 1 39-1 | 1 1 NN NNN |NNNN||Z|Z| |36-2|Z|Z|9|||Z|Z| |37-2||Z|9|||N|| |38-2||1|NN||NNNN|||N|| |39-2||1||1|NN||NNN||24 NNNN NN 1 5 NNNN NNNN 35-2 25 NNNN NN 1 5 NNNN NNNN 35-3 NNNN NNNN 27 NNNNNN16 NNNNNNN \triangle 35–5 NNNN 28 NNNNNN16 NNNNNNN \triangle N 1 39-7 1 1 N N N N N 29 NNNNNN16NNNNNNN \triangle NNNN Z Z Z 36-7 [Z 9 Z Z Z 37-7 Z 9 ANN 38-7 1 NN NNNN 30 NNNNNN 16 NNNNNN \triangle NNNN ZZZ36-8ZZ9 NI 39-8 1 1 NN NNN | Z | Z | 37-9 | Z | 9 | \(\text{N N 38-9} \) 1 NN NNNN $|NNNN|NN16|NNNN|NNN\triangle$ N 1 39-9 1 1 N N N N N NNNN ZZZ36-9 ZZ9 NNNN $|Z|Z|\overline{Z|36-107}Z|9||Z|Z|\overline{Z|37-10}Z|9|\triangle N|\overline{38-10}1NN|NNN|$ N 39-10 1 1 N N N N N 35-10 NNNN Z Z Z 40 | Z 9 | Z Z Z 41 | Z 9 | | 43 NNNN NNNN NNN 2 ONNN NNNN 44 NNNN NNNN NNN 2 ONNN NNNN 45 | X X | X X % | | Z | 48 | Z | 9 | | Z | Z | 51 | Z | 9 46 | X X . X X % | Z 49 Z 9 | Z Z 52 Z 9 42 47 XX XX X X X Z 50 Z 9 Z Z 53 Z 9 NNNNNNNNNXX<mark>X 67A ZZZZZ 68A</mark> 66A N N N N N N N N N X X Z 67B Z Z Z Z 68B → X X X <mark>- 69C - X X X 7.70C -</mark> X X介護 Z Z Z<mark> 71C -</mark> Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z <mark>72C</mark> 9 Z Z Z Z Z Z Z Z <mark>73C </mark>Z 2 9 66C NNNNNNNNXXX<mark>I 67C 7 Z Z Z Z <u>1</u>68C</mark> N N N N N N N N X X Z 67A-1 Z Z 68A-1 9 66B-1 N N N N N N N N N X X Z 67B-1 7 Z Z 68B-1 9 || X | X | 69B-1 | X | X | 70B-1 | X | X | 文援 Z | 171B-1 | 7 | Z | Z | Z | Z | Z | Z | 72B-1 | 9 | Z | Z | Z | Z | 73B-1 | Z | Z | 9 66C-1 NNNNNNNNXX**XZ** 67C-1 **Z Z Z** 68C-1 9 66A-2 ※|X|X|<mark>59B-2</mark>X|X|X<mark>|70B-2</mark>X|X|X|支援|Z|Z<mark>|71B-2</mark>Z|Z|Z|Z|Z|Z|Z|S|Z|<mark>72B-2</mark>|9|Z|Z|Z|Z|Z|Z|Z|Z|3B-2]Z|Z|9 66B-2 N N N N N N N N X X Z 67B-2 7 Z Z 168B-2 9 66C-2 N N N N N N N N N X X <mark>| 67C-2 | 7 | 7 | 7 | 68C-2 | 9</mark> 66A-3 NNNNNNNXXZ67B-3ZZZZ68B-39星月擊隊XX<mark>X69B-3</mark>XXX<mark>X70B-3</mark>XXXX支援ZZ<mark>71B-3</mark>ZZZZZZZZ9ZZ<mark>72B-3</mark>9ZZZZZZ<mark>73B-3</mark>ZZZ9 66B-3 66A-4 66B-4 N N N N N N N N X X Z 67B-4 Z Z Z 68B-4 9 🗷 INNNNNNNN**x**xz 71C-4 7 7 7 7 7 7 7 0 減 韓 制 合 X X 69A-5 K X X 70A-5 K X X 医療 Z 71A-5 7 Z Z Z Z Z Z Z 72A-5 9 Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 73A-5 Z Z 9 N N N N N N N N X X Z 67A-5 Z Z 68A-5 9 66A-5 66B-5 N N N N N N N N X X Z 67C-5 Z Z 68C-5 9 66C-5 66A-6 の合計NNNNNХХ<mark>Х 67C-6 7 Z Z 68C-6 9</mark> <mark>₹険料負担緩和措置 [★]__「X _|雇用変動による軽減措置に該当</mark> 加入月に被保険者均等割額の<u>滅額割合</u>を表示しています。
雇用変動による軽減措置対象用 → 「X」を表示しています。 75 賦課サブシステム 工藤 孝志 平成20年 2月12日 帳票レイアウト 更新 更 工藤 孝志 国民健康保険料額決定通知書 令和 元年10月30日





スペーシングチャート (2/2)

	F 2 8 4 3 5	0 00 00	11 10	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	17 18	20 21 22	24 25	27	30	32	34	37	30 8 8 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	44 44	45	8 4	51	53	55	58	61	63	65	00	}			
																									Ref.	#		\prod
	z !																											
	-	Z																							Fields			
		zz	× - -																									
	z	Z Z	1 1 1																						No.	25 22	55 54	27 26
	z	1 1 6 1	× × ×																						Ref.			П
*YES'		żżżż	* × ×																									+-+
RPLUNPRI	 		z			z																			ş			
RPLUI	Ţ	Z Z Z			× !	z z																			Fields			
88	H				 																							
66 198 60 *NO	z	<u> </u>	-		×	××; ××; ××; ××;	XX.																		ģ	2 4 5	4 4 5	46
LPI PAGESIZE OVRFLOW HOLD		0 0 0 0 0 0 0 0 0	1 2 7		x x x . x x	××:	× 📖																		Ref.			-
			1		Z	2 × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	XXXX																					
		× 			× : × : × : × : × :	X X X X X X X X X X X X X X X X X X X	XXXX																		Fields			
					X X X X X X X X X X	X X X X X X X X X X X X X X X X X X X	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×																					
					Zź	z	×																		Š.	3 3 3	38 38	36 37
				İ			T																		Ref.			-
		× z ×	× × ×																						Œ.			-+
		×	×	i																					s			
` '			×ı	- 2 7	_ z_	× × 																			Fields			
	z	× 	X 4 X - - X - X -			uo																						
`	Z Z Z Z Z Z	80 	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z		Z																				ŏ	282	22 23	27 29
` `			2 z	I I Z		× × × ×																			Ref.			\prod
FNAME		×	×	× × × × z				Ħ								Ħ												
SPLFNAME *FILE		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	X	× × × × × ×																					Fields			
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				Z		Ħ								Ħ												
Form Type *STD		1 1 1 1	Z Z Z 			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																			No.	- 00	4 5	9
<u>e</u>	Z Z Z		11 1 1			- X - X - X - X - X - X - X - X - X - X																			Ref.			
Printer F QPRT132	Z Z Z Z Z Z	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1			7 × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×																				++-		++
						X		I		I						Ī				I			I		S			
(198)		×	zzz			Z																			Fields			
帳票設計用紙 (198)																												
					17 18												51								Š	- 00	2 4 rd	9 /

(数付書 JSpacing Chart 250 xls 198

			0				1		NL	P 2	SPA	CIN	IG (CHA	RT	(H=	=>1 ⁴	3	INCH	ES 5	(78LI	NES	() == 6	>10	IN	CHE 7	S)	14	:19 8	2019	/12/3	PRIN 9	TFD
	1 2 3	3 4 5	67	8 9 (1 2 3	4 5	6 7	8 9 0	1 2 3	4 5	678	9 0 1	2 3 4	5 6 7	8 9 0	1 2 3	4 5 6 7	8 9	0 1 2 3	4 5	67890	1 2 3	4 5 6 7	8 9 0	1 2 3	4 5 6 7	7 8 9	0 1 2 3 4	5 6 7	890	1 2 3 4	5 6	7890
2																			1-3	1-5													2
1 3					1	N	I N	1 6	N I	N N	I I	民化	建康	保険	料額	通失		Z Z 1-2	/ Z Z N	IN△					NN N				T A A				3
5																		1-2	2 7			作成年	月月3	IN IN	NNN	N 1 4	IN IN	INN NI	NAZ	9-1	1		5
6					4-1				XX		NININ			XXX			N N △	\ \ \ \ \ \ \		1	10 N N												6
8					4-2												N N △				112 N)								\mathbb{H}	++			8
2 9					4-3 5												N N ∆				13 N N							$N\triangle\triangle$					9
11					3	J IN	N IN I	N 1N 1	NININ	IN IN	ININI	N IN 2	I D IN	IN IN I	N IN IN	INNI	N IN 5	-1			14 X X X						X						1:
12						0	NN	INN	NN	NN	NNN	IN N	231	NNN	NNN	NNN	1				通知書				XXX		2	ं ध्र					12
14					7	N	INI	I N N	IJ NN∆	 △ の	国民候	建康保	:) () ()	額をお	知らせ	といたし	します。				18	1 N N			N N N		位	置置					14
3 15								A	n news		0 II II	-6- 6-	<u></u>		19	V V V	0 7 7 7	, _V	20 1	TNTN	IN NNN	I NT NT	9.1 N	NINI	NI NI NI	NT NT N	T NT A		/				15
17					区役员	近にる	お問	合せる	り除に	ばこ	の番号	*************************************	知らせ	くだ	さい。	XXX	8 X X X	X	20-1 N	INN	INNNN	N N	2 1 N	NN	NN N	NNN	I N \triangle						17
18				22		! 帯	主	21	NN:	ΝN	NNN	IN N	N N I	N N 2	2 9 N	NNN	IN N	N N I	NNN	ΙN	N 21-1 N N N N												18
20				;																	NN 42						-	NNN N	I N △	77			20
4 21																					NN 4 2 NN 4 2												2:
23																					NN 4 2												23
24				26					t 支 t				3	神	ļ		期				5 N N △. 38 N N N							普通徴	マの納	期限			24
26							_		NN			_	保	N 41	-1 N 1	0 N N	INN Z				Z 2 43-1							X 46-1	ХХХ	(X X			26
5 27					4		00000		N N				料								Z Z -2 Z Z -3		1										27
29							***********		N N				額及	NN-	4 N 1	0 N N	INNA	\ <u>\</u> Z	Z [-4]	Z 9	Z Z -4	Z Z 9	ZZ	-4 7	9 Z	Z -4)	z z 9	X > -4	ххх	XXX			29
30									NN:				が納								Z Z -5 Z Z -6												30
32									NN:				期ご	NN-	7 N 1	0 N N	NN∠	\ Z	Z Z7_/	z 9	Z Z -7	z z 9	Z _I Z [-7 Z	9 Z	Z -7	z z 9	X X -7	ХХХ	X X			32
6 33				_	4				N N I				ح ا								Z Z -8 Z Z -9												33
35				34	ΝN	ΝN	ΝN	J16	NN:	ΝN	NNN	ΙΝ	内	N -10	N 1	ONN	INNA	ΔZ	-10	Z 9	7 -10	Z Z 9	Z -1	0 7	9 7	-10	7 Z 9	X -10	XXX	XXX			35
36 37				34-1	NN	ΝN	ΝN	N 1 6	NN:	NN	NNN	N)	COLUMN TO SERVICE STATE OF THE PARTY OF THE								Z -11 Z -12			*************				A SECURE PROPERTY AND ADDRESS.	ACCOUNT ACCOUNT ACCOUNT	SECR RESIDENCE RESIDENCE.			36
38					納 1 付 オ 場	選 没	市局	収納	代理	金融	融機	関関				#		Z	Z 47 Z	z 9	Z Z 48	z z 9						THE RESIDENCE DESCRIPTION OF PERSONS ASSESSED.	N CONTRACTOR DESCRIPTION	CONTRACTOR DESCRIPTION OF THE PERSON OF THE			38
7 39					所	黄 浜 i		定のこ	コンビニ	ュエン	/ X X	7		保	険 料	舎 計	額	5.	1 Z , Z	ZZ	, Z Z 9 円	第 45 ~	52	Z , Z	ZZ,	Z Z 9	円 53	<u> </u>		- 円			39
41					保険	#\$I	- 117 -1								種	711	-» Ja	(I)	# #		** (本)	昇 御	5 ti t- 10	世帯の	保险业务		1			\pm			4:
42		+		1	の種	剧 ^月 54 7	T 得 語 Q	刊料率 9 9 [[]	7 7 7 7	等割料	7 60	敢 闹 P	及度額								等割額						皮局 [0 7 7 7	表 額 超 道 7 7 7 7 7	分 _{(円}	<u> </u>			42
44				Į k)	5 Z	9.	995	8 Z Z	, Z	Z 61	z z z	, Z Z	64 Z	ΖΖ,	z z z	, Z Z Z	Z , Z	Z 67 Z	, Z	z z , z z '	9 7	'O Z ,	Z Z Z	Z Z ,	73 Z	z z z	z z z z z	Z Z Z	7			44
8 45					F 1	6 Z	9.	995	59 Z Z	, Z	Z 62	ZZZ	, Z Z	65 Z	Z Z ,	ZZZ	, Z Z Z	Z , Z	Z 68 Z	, Z	Z Z , Z Z	9 1/1	71 Z ,	Z Z Z	Z Z Z	74 Z Z	ZZZ	ZZZZZ	ZZZ	<u>-</u>			45
47				100 0000	保険	企	.	₽	基準	準総 ※保険	所 得	金額	(円) 」に	保	険 料	算定	対象	期間	1 A	Ĺ	種	別	の # 6	算均等	当新	内台	訳	(円) 第 第					47
48			75A				(敬利	下略) 意	刻当して (X) 77	いる期 7A 7	間の基準 7 78A	*総所得 '77	金額 79 減	額割	4 5	6 7 8 79A X	9 10 1 11: X X X X	2 1 2 80A	3 月数 ⁷ x x x 医	療7	所 侍 Z 81A Z	777	7797	(減落	1 (4)	7 7 7	(⑤ 1 83A	77777	9	++			48
50			75E	1	NNN	N N	J 76	БВ ↓ 🕽	(X 7	7B Z	Z 78B	ZZ	Z 9 雇	用軽	咸 X [79B X	x x x x	80B	x x 支	援 Z)	Z 81B Z	z z z	z z 9 z	Z 821	Z Z 9	z z z	83B	Z Z Z Z Z	9				50
9 51 52			75A																		Z 81C Z												52
53			75B	1	NNN	N	Ţ 76	В-1	(X 77	B-1 <u>/</u>	Z 78B-	1 Z Z	Z 9 雇	用軽	咸 X 7	9B-1 ($\mathbf{x} \mathbf{x} \mathbf{x}$	80B-:	1 X X支	援 Z :	Z 81B-1	z z z	z z 9 z	7 82E	3-1 Z 9	z z z	83B-1	zzzz	9				53
54 55			75C-1																		Z 81C-1 Z 81A-2									++			54
56			75B-2																		Z 81B-2												56
10 58			75C-2 75A-	1	NNN	N N	76	A-3 y	(X 77.	A-3 [Z 78A	-3 [Z	Z 9 湯	複割	合 X ,7	9A-3 X	ххх	80A-3	3 X X 医	療 Z i	7 81C-2 7 81A-3	ZZZ	z z 9 z	Z 82	4-3 7 9	ZZZ	83A-3	ZZZZZ	9				58
59			75B-	1	INN	N N	√ 76	B-3 X	(X 77	B-3	Z 78A	-3 Z	Z 9 雇	用軽	咸 X 7	9B-3 (X X X	80B-3	3 (X X 支	援 Z	Z 81B-3	ZZZ	Z Z 9 Z	Z 821	3-3 Z 9	ZZZ	83B-3	ZZZZ	9				59
61			75A-4		NNN	N N	J 76	A-4 X	(X 77	C-3 'A-4	Z 78A-	-3 <u> Z</u> -4 <mark> Z</mark> Z	Z 9 洞	で 額割	が X L 合 X L	79A-4 (X	80A-	4 X X X X X X X X X X X X X X X X X X X	療 Ζ	Z 81C-3 Z 81A-4	Z Z Z	Z Z 9 Z	Z 82	-4 Z 9	ZZZ	83A-4	_	9				6.
62			75B-4	1	INN	N N] 76	B-4)	(X 77	B-4	Z 78A-	4 Z Z	Z 9 雇	用軽;	咸 X L	79B-4	XXXX	80B-	4 X X 支	援 Z	Z 81B-4 Z	Z Z Z	z z 9 z	Z 821	3-4 Z 9	Z Z Z	83B-4	<u> </u>	9				62
11 64			75A-				_												1111117		Z 81C-4	(******		1 1 1				(11111111				64
65			75B-5																		Z 2 81B-5 Z 81C-5												68
67				* (除料	負担緩	和拮	置	՝ 🚹 Րեյ	又は	「カ」保	食料算定	方法の	変更によ	る経過抗						表示していま		1 4 7 7	L 02	(9		D」減	はし	7	+			67
68				and an analysis	は裏面 N N	nămulum,					用変動 NNN					NNN	JNN	雇用 介護 N N	変動軽減措 分保険料算 N N N N	置対 定月 JN	》月 】 NNNN	X	を表示して	います			∠」 均 5.j均 7.i. ⊬	宇制観を2書	以刺殺 以減額… 以減額…				68
12 70						-	111	, 1 1	1111	- , 1 1	1,1,1		., 4	2 111		.,.,1	1 1 1	_ , , , ,									, J +3	T P T P T P T P T P T P T P T P T P T P	7//火付				70
71 72																																	7:
73																																	7;
74 13 75	+	+	+	+	++			+	++						+			+		+						++					+++	+	74 75
76																																#	76
77 78	+		+	+	++			+							++					+				H		+++					+++	+	77
	1 2 3	3 4 5	6 7	8 9 0	1 2 3	4 5	67	890	1 2 3	4 5	678	9 0 1	2 3 4	5 6 7	8 9 0	1 2 3	4 5 6 7	789	0 1 2 3	_	67890	1 2 3	4 5 6 7	8 9 0	1 2 3	4 5 6 7	7 8 9	0 1 2 3 4	5 6 7	8 9 0	1 2 3 4	5 6	7890
	<u> </u>	_	U				_		_	2				J 	_		4	_	作	5			b	作		1			8			9	
中	Ē,	票	<u>;</u>	レ	イ	フ	P	ウ	1		賦	課	サ	ブ	シ	ス	テ	ム	成者	エ			藤	成日	平瓦	ኒ 23 ፡	年 10	0月27	日	ト"キョ	メント番・	号	
帳		·	7.A.		- · -	1 -																		更	_								
票名	1	丬	険制	4客	通	知	書												更新者	麦			谷	新日	令 和	口 1 左	∓ 11	月 12	日	^	ページ		1/1
	el:	Hig	gh=14	4.25	Wide	e=0.8	85、	Scal	e=94%)]									"														

スペーシングチャート 【オンライン】

LBP

SPACINGCHART (H==>80 LINES=13 INCHES: W==>10 INCHES)14:45 2019/12/3 PRINTED

